

御注意 21 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。 ①協同組合等については、次「39」から「41」までの各欄に記載します。 ②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上 ③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上	平成 年 月 日 税務署長殿	所管 業種目	概況書 要否 別表等	青色申告 一連番号
	納税地 (フリガナ) 電話() -	事業種目 期末現在の 出資金の額 円	経理責任者 自署押印	申告書 翌年以降 送付要否
法人名 (フリガナ)	代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	申告書 税理士法第30条 の書面提出有	売上金額 兆 十億 百万
代表者 住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	申告書 税理士法第33条 の2の書面提出有	法人税 賦課徴 修正 地方法人税 賦課徴 修正	申告年月日 通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	十億	百万	千	円	控除 税額 の 計 算	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	12	十億	百万	千	円
法人税額 (45)又は(48)	2					外国税額 (別表六(二)「16」)	13					
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別 表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六 (十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六 (十三)「24」+別表六(十四)「22」+別表六 (十五)「25」+別表六(十八)「36」+別表六 (十九)「16」+別表六(二十)「22」+別表六 (二十一)「13」+別表六(二十二)「21」+別 表六(二十三)「24」+別表六(二十四)「12」)	3					計 (12)+(13)	14					
差引法人税額 (2)-(3)	4					控除した金額 (10)	15					
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十六)「31」)	5					控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16					
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+ 別表三(二の二)「25」+ 別表三(三)「20」)	6			0	0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17				0	
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7					同 上 (別表三(二の二)「28」)	18				0	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8					同 上 (別表三(三)「23」)	19				0	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9					この申告による還付金額 (16)	20					
控除税額 (((8)-(9))と(14)のうち少ない金額)	10					欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	21	外				
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0	計 (20)+(21)	22	外				
						この申告前の所得 金額又は欠損金額 (51)	23					
						この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (55)	24	外			0	
						欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」 若しくは別表七(三)「10」)	25					
						翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	26					

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	32	外	十億	百万	千	円
所得地方法人税額 (50)	28					この申告前の所得 課税標準法人税額 (58)	33					
外国税額の控除額 (別表六(二)「48」)	29					この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34				0	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30											
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31				0							
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額						還する金融 機関等		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所				
残財産の最後の分配又は 引渡しの日		平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日		口座 番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				

税理士
署名押印